

近鉄御所駅西側複合施設整備事業PFIアドバイザー等業務 に係る質問書に対する回答

No	該当資料名	頁	質問及び回答	
1	実施要項	2	質問	実施要領記載の参加資格において、「本事業を行う期間中、担当技術者(1名以上3名以内)を配置すること。」とありますが、業務着手後に、業務の状況に応じた補助者を追加してもよろしいでしょうか。
			回答	補助者の追加は可能ですが、テクリス等に担当技術者としての登録は出来ません。
2	実施要項	3	質問	参加表明書の提出方法(簡易書留郵便又は持参等)をご教示ください。
			回答	提出方法は簡易書留郵便又は持参とします。なお、簡易書留郵便による提出については、提出期間内に到着したもののみ受け付けます。
3	実施要項	4	質問	庁舎新設にかかる事業化支援業務委託業務は「庁舎の検討業務・類似業務」に該当するでしょうか。
			回答	庁舎の検討業務・類似の業務は『庁舎(合同庁舎含む)新設に係る基本計画策定業務』となっており、業務名等で該当の有無が判断できないものについては、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付ください。
4	実施要項	4	質問	庁舎新設にかかる基本構想策定業務は「庁舎の検討業務・類似業務」に該当するでしょうか。
			回答	基本構想策定業務は、庁舎の検討業務・類似の業務『庁舎(合同庁舎含む)新設に係る基本計画策定業務』に該当しません。なお、業務内容に基本計画策定を含む場合は、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付ください。
5	実施要項	9	質問	実施要領「12⑩」より、本業務における「受託者からの再委託」を想定していると読み取れますが、その理解でよろしいでしょうか(貴市の事前承諾をとる想定)。また、その場合、様式11の実施体制の欄に、再委託予定先を提案の一部として記載してよろしいでしょうか。
			回答	一括再委託は禁止しますが、業務の一部の再委託については、あらかじめ発注者の承諾を得た上で可能です。また、企画提案書に再委託予定先を提案の一部として記載することは可能です。